

特定非営利活動法人 ネクストリビング 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ネクストリビングという。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害を持つものの自立を支援し、社会へ送り出せる職や技術サービスを身につけ、真の自立を支援する。合わせて実践指導の飲食店舗の運営、外出困難な障害児等への出張教育、介護者を育成・指導など地域福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 外出困難な障害者への教育
 - ② 介護者の育成及び指導
 - ③ 就労移行支援
 - ④ 就労継続支援（A型、B型）
 - ⑤ 就労定着支援
 - ⑥ 配食サービス提供事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないが、本会の目的に賛同し、本会の目的達成に協力すると認めるもの

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付し書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくは法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前号の規定に係わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の

末日後最初の総会が終結するまではその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数に3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条5項4号に基づき監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を、可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第27条第3項の規定により、総会の議決があったとみなされた場合において、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほかは、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は第32条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前号の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動法人に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が総会に出席し、その4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の

3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する賃借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行の細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	中島 孝
副理事長	西山 幸代
理事	宮崎 吾一
理事	藤原 利保
理事	篠田 和幸
理事	西山 晃弘
監事	佐藤 則夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に係わらず成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に係わらず、成立の日か

ら令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に係わらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 5, 0 0 0 円
- (2) 正会員年会費 1 0, 0 0 0 円
- (3) 賛助会員入会金 0 円
- (4) 賛助会員年会費 5, 0 0 0 円

設 立 趣 旨 書

1・趣 旨

高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で当たり前に生活できる社会の実現を図るため、高齢者や障害のある人への自立や生活支援に関する事業を行い、QRL（生活の質）の向上及びノーマライゼーション社会の実現に寄与すると共に、高齢者や障害者を持つ家族の不安を取り除き、将来職を持ち自立できる環境をサポートする目的とする。

また、介護者不足・ボランティア不足といわれる中、私たちが活動してきた中では介護ボランティアだけでなく、職として介護をしたい人も多く集まっており、現実問題として介護者を育成・指導する、開かれた機関が不足していることが分かり、単にボランティアを紹介したり仲介するだけでなく、福祉に携わりたいと思う人を一から育成・指導する機関が必要であることから、これを行う事により地域福祉の増進に寄与すると共に、これらの福祉に携わる人材を育てるだけにとどまらず、育った人達が働ける仕事の場を作り出して行く事により、更なる福祉の増進に役立てるよう、特定非営利活動法人ネクストリビングを設立ものであります。

2・設立の認証申請に至るまで

平成23年より現在まで、さいたま市南区の障害者支援施設において従事し、サービス管理責任者として、障害のある人とその家族の生活を支援してまいりました。幸いにもこの活動に共鳴し、ボランティアとしてご協力くださる人や、将来において障害のある人の介護や介助をしていきたい。そのために勉強したいと言われ、ご協力くださる人が日々増加し、今まで全く障害のある人達に接したことのなかった人までもが、適切な指導助言のもとに障害のある人に対して理解を深め、適切な介護や介助が出来るほどまでになりました。障害福祉が措置制度から支援制度へ移行したことによって、障害のある人や家族から、是非支援費の使える指定業者となってこれからも支援して欲しいとのご要望があり、また、私達のこれまでの活動をより一層活性化し、社会的に認知され信用される活動団体となるために、特定非営利活動法人の制定による法人化を決意しました。

令和6年11月 学習会等に参加したメンバーで任意団体ネクストリビングを設立

令和6年12月 任意団体として、勉強会や意見交流会など定期的に行う

令和7年 1月 事業拡大のためNPO法人格取得の相談・設立要件確認

NPO法人化の勉強会開催、法人化への必要性を認識

令和7年 2月 準備会（発起人会）を実施。定款、事業計画書等の案を作成

令和7年 6月 設立総会の開催

令和7年 6月 3日

特定非営利活動法人 ネクストリビング

設立代表者

氏名 中島 孝

特定非営利活動法人ネクストリビング

役員名簿

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	なかじま たかし 中島 孝		無
理事	にしやま さちよ 西山 幸代		無
理事	みやざき ごいち 宮崎 吾一		無
理事	ふじわら としやす 藤原 利保		無
理事	しのだ かずゆき 篠田 和幸		有り
理事	にしやま あきひろ 西山 晃弘		無
監事	さとう のりお 佐藤 則夫		無

令和 7 年度事業計画書

特定非営利活動法人ネクストリビング

1 事業実施の方針

さいたま市内の高齢者、障害のある人とその家族が地域で当たり前のように生活していけるように支援し、それぞれが自立を目指し、社会の一員として本当の意味での自立をサポートできるようにしたいと考える

2 事業の実施に関する事項（設立の日～令和 8 年 3 月 3 1 日）

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支出見込み額 (千円)
外出困難な障害者 への教育	訪問ケア	月～金	さいたま 市内	0 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 0	5 0 0
介護者の育成及び 指導	教育全般	月～金	さいたま 市内	0 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 0	5 0 0
就労移行支援	就労スキ ル学ぶ	月～金	さいたま 市内	0 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 0	2 0 0
就労継続支援 (A 型・B 型)	就労支援 A 型 B 型	月～金	さいたま 市内	4 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 1 0	1 3 9 0
就労定着支援	就職後の ケア	月～金	さいたま 市内	0 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 0	1 0 0
配食サービス提供 事業	仕出し弁 当等	月～金	さいたま 市内	0 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 0	3 0 0

令和7年度 活動予算書
(設立の日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人ネクストリビング
単位：円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	75,000		
賛助会員受取会費		75,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
就労継続支援事業収益			
配食サービス事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息			
雑収入	0	0	
経常収益計 (A)			75,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	1,200,000		
臨時雇賃金			
法定福利費			
人件費計	1,200,000		
(2)その他経費			
仕入高	0		
旅費交通費	20,000		
車両費	30,000		
水道光熱費	90,000		
地代家賃	750,000		
減価償却費 (借入返済)	900,000		
保険料	0		
その他経費計	1,790,000		
事業費計		2,990,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	30,000		
人件費計	30,000		
(2)その他経費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費	60,000		
水道光熱費			
地代家賃			
雑費	30,000		
その他経費計	90,000		
管理費計		120,000	
経常費用計 (B)			3,110,000

当期經常増減額（A－B）			▲ 3,035,000
Ⅲ 經常外収益			
1 固定資産売却益		0	
經常外収益計（C）			0
Ⅳ 經常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
經常外費用計（D）		0	
①当期正味財産増減額（A－B＋C－D）			▲ 3,035,000
②設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額（①＋②）			▲ 3,035,000

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人ネクストリビング

1 事業実施の方針

さいたま市内の高齢者、障害のある人とその家族が地域で当たり前のように生活していけるように支援し、それぞれが自立を目指し、社会の一員として本当の意味での自立をサポートできるようにしたいと考える

2 事業の実施に関する事項（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支出見込み額 (千円)
外出困難な障害者 への教育	訪問ケア	月～金	さいたま 市内	4 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 10	4, 7 0 0
介護者の育成及び 指導	教育全般	月～金	さいたま 市内	4 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 10	4, 7 0 0
就労移行支援	就労スキ ルを学ぶ	月～金	さいたま 市内	4 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 10	3, 0 0 0
就労継続支援 (A 型・B 型)	就労支援 A 型 B 型	月～金	さいたま 市内	4 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 10	9、9 7 0
就労定着支援	就職後の ケア	月～金	さいたま 市内	4 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 10	7 0 0
配食サービス提供 事業	仕出し弁 当等	月～金	さいたま 市内	2 人	さいたま市内の 高齢者・障害者 10	2, 0 8 0

令和 8 年度 活動予算書
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人ネクストリビング
単位：円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	0	150,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
就労継続支援（A型、B型）事業収益	21,000,000		
配食サービス提供事業収益	7,560,000	28,560,000	
5 その他収益			
受取利息	120,000		
雑収入		120,000	
経常収益計（A）			28,880,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	14,400,000		
臨時雇賃金	1,600,000		
法定福利費			
人件費計	16,000,000		
(2)その他経費			
仕入高	1,200,000		
旅費交通費	240,000		
車両費	360,000		
水道光熱費	600,000		
地代家賃	3,000,000		
減価償却費（借入返済）	3,600,000		
保険料	150,000		
その他経費計	9,150,000		
事業費計		25,150,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	360,000		
人件費計	360,000		
(2)その他経費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費	240,000		
水道光熱費			
地代家賃			
雑費	30,000		
その他経費計	270,000		
管理費計		630,000	
経常費用計（B）			25,780,000

当期經常増減額（A－B）			3,100,000
Ⅲ 經常外収益			
1 固定資産売却益		0	
經常外収益計（C）			0
Ⅳ 經常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
經常外費用計（D）		0	0
①当期正味財産増減額（A－B＋C－D）			3,100,000
②前期繰越正味財産額			▲ 3,035,000
次期繰越正味財産額（①＋②）			65,000